

マイナンバー違憲訴訟最高裁判決に対する声明

本日、最高裁判所第一小法廷（深山卓也裁判長）は、マイナンバー制度の危険性に着目してその憲法適合性を問う「マイナンバー利用差止等請求訴訟」において、上告を棄却し、上告人（原告）らを敗訴させる判決を下したが、その理由中、次のような注目すべき判断を行った。

すなわち、同判決は、同制度を合憲とする理由として、個人番号の利用範囲が社会保障、税及び災害対策等の3分野に係る事務に限定されていること、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由が一般法よりも厳格に規定されていることを述べた。

また、同判決は、マイナンバー制度の無限定な拡大の原因となる、マイナンバー法第19条による政令等への委任の問題についても、政令や個人情報保護委員会規則に委任する場合も、具体的な場合に準ずる相当限られた場合に限定されていることを指摘しており、この点も、制度の無限定な拡大に一定の歯止めをかけたものといえる。

本日の最高裁判決は、マイナンバー制度の違憲性を認めなかった点では誠に残念といわざるを得ないものの、上記した、利用範囲が3分野に限定され、政令等への委任も具体的な場合に準ずる相当限られた場合に限定されること等を判示した点において、現代における個人情報の保護に関し積極的な意義を有すると考えられる。

マイナンバー制度は、すべての国民及び外国人住民（以下「国民等」という。）に対し、原則として生涯不変の個人識別のための個人番号（マイナンバー）を付与し、個人情報を取り扱う際にその番号をインデックスとして利用することにより、各分野で収集された個人情報の名寄せ・突合を確実にかつ容易とすることを骨子とする制度である。

同制度の下では、各分野で収集・保管された国民等の膨大な個人情報が、個人番号をインデックスとして管理されることになる。これにより、大量の個人情報の流出という従来からの危険性とどまらず、国家に対し個人情報を名寄せ・突合し、プロファイリングすることを可能とする監視社会の礎となるインフラを与えるものとなり、国民等の自由な活動を萎縮させ、民主主義社会の基盤を脅かす重大な危険性を有するものとなりうる。にもかかわらず、そのような危険性に十分に配慮した対策はとられていない。

弁護団は、高度に情報化された現代社会においては、憲法第13条により個人に自己の情報の取扱いについて自ら決定する権利（自己情報コントロール権／情報自己決定権）が保障されることはきわめて重要なものとなっており、憲法適合性は厳格に判断されなければならないことなどを主張した。これに対し、最高裁判決は、マイナンバー制度の無限定な拡大に一定の歯止めをかけたものである。

折しも、今年7日には、政府が、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図り、かつ、マイナンバーの利用事務の拡大も法改正を必要とせず省令の見直しのみでこれを可能とするなどの内容の法案を閣議決定した旨が報じられている。しかし、既にみたとおり、最高裁判決は個人番号の利用について厳格な制限があることを理由に制度を合憲としたものであり、このような閣議決定に基づく法改正は最高裁判決と整合せず、到底許されるものではない。

弁護団は、国による無限定なマイナンバー制度の拡大に断固として反対するものである。

以上